

## I 別紙 特別養護老人ホーム利用料

(1) 介護保険給付対象となるサービス等

令和4年10月～

(1日単位：円)

要介護度と サービス基本利用 料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担 1割	652	720	793	862	929
自己負担 2割	1,304	1,440	1,586	1,724	1,858
自己負担 3割	1,956	2,160	2,379	2,586	2,787
外泊時費用 病院へ入院した場合または居宅等における外泊を行った場合に加算します。月6日限度とします。					1日につき 246単位
初期加算 入所した日から30日以内の期間と30日を超える入院後に再入所した場合に加算します。					1日につき 30単位
療養食加算 医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。					1食につき 6単位
サービス提供体制強化加算（I） 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置した場合に加算します。					1日につき 22単位
看護体制加算（I） 常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算します。					1日につき 6単位
看取り介護加算（I） 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながらその人らしい尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて45日を上限として加算します。					1日につき
	死亡日以前31日以上45日以下				72単位
	死亡日以前4日以上30日以下				144単位
	死亡日の前日及び前々日				680単位
	死亡日				1,280単位
介護職員処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。					加算率 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（I） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。					加算率 2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算					加算率 1.6%

### < 高額介護サービス費の制度 >

介護サービス費の負担上限額を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※ 入院期間中の利用料金について

- ・外泊時費用（1日 246円 月6日を限度）をご負担いただきます。月をまたいでの外泊、入院の場合には最大12日の限度となります。
- ・入院期間においても居住費をご負担いただきます。  
介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証の有効は6日間であり、7日目以降は、当施設で定める居住費（基準費用額 1日 2006円）をご負担いただきます。
- ・30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算（1日 30円）をご負担いただきます。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2,006円
食費	1日あたり	1,445円
理容サービス	カット代、顔そり代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費	
複写物	1枚につき	10円
日用品	購入代金実費（おむつ代は除く）	
電化製品（テレビ等）	電源1件につき	1日 50円
居室明け渡し清算料金	サービス基本利用料金の全額をいただきます	

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※「介護保険負担限度額認定証」による負担段階と居住費・食費負担限度額（特養入所者）

利用者負担段階	対象者	預貯金等合計額	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者		1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税世帯非課税であつて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	1日につき 820円	1日につき 390円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税であつて、年金収入額+合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1日につき 1,310円	1日につき 650円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税であつて、年金収入額+合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1日につき 1,310円	1日につき 1,360円
第4段階 (非対象)	上記以外の方		1日につき 2,006円	1日につき 1,445円

\*上記、居住費・食費の金額については、1日あたりの料金となります。

\*食費は、1食以上提供した場合に日額をご負担いただきます。